

貨物格納設備及び液化ガス燃料格納設備のための検査計画書 に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

貨物格納設備及び液化ガス燃料格納設備のための検査計画書に関する事項

改正理由

鋼船規則 N 編又は GF 編の適用を受ける船舶にあつては、貨物格納設備又は液化ガス燃料格納設備の就航中のすべての検査、保守及び試験において検査及び/又は確認すべき事項を明記した検査計画書を作成し、本会の承認を受ける旨規定している。

同検査計画書は、船上に保持されることで有益に使用されるものと考えられるため、同検査計画書を船上に保持すべき資料として明記すべく関連規定を改めた。

併せて、液化ガスばら積船及び低引火点燃料船の定期検査に関し、B 編 2.1.2 に規定する提出図面及び 2.1.6 に規定する船上に保持すべき図面の種類が整合するよう改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 B 編 2.1.2 に規定する提出図面その他の書類に関し、液化ガスばら積船及び低引火点燃料船に対する要件が整合するよう改めた。
- (2) 鋼船規則 B 編 2.1.6 に規定する船上に保持すべき図面等として、貨物格納設備及び液化ガス燃料格納設備のための検査計画書等を追加した。

改正条項

鋼船規則 B 編 2.1.2, 2.1.6, 表 B5.29
鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3, B2.1.6